

個人情報保護士 これだけ！一問一答集 試験要項変更に伴う追補のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

第43回認定試験より「マイナンバー法の理解」が試験の範囲とされたことに伴い、本書の内容に、以下の内容を追補いたします。

■マイナンバー制度

※本対応問題では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」について、略称として「番号法」と表記しています。解説中の条文番号は、特に断りのない限り、番号法のものです。

| | 問 題 | | 解 説 | |
|------|---|------|---|---|
| Q501 | 番号法は個人情報保護法の特別法であるから、番号法および個人情報保護法の両方に規定がある事項については、番号法が適用される。 | A501 | 番号法は、個人情報保護法の特別法であり、個人情報保護法に優先して適用される。 | ○ |
| Q502 | 番号法には、その目的として、行政運営における透明性の向上を図ることが規定されている。 | A502 | 番号法の目的として、行政運営の効率化および行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ること、手続の簡素化による負担の軽減、利便性の向上などが規定されているが、行政運営における透明性の向上を図ることは規定されていない（1条）。 | × |
| Q503 | 番号法2条によれば、「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。 | A503 | 特定個人情報とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう（2条8項）。 | ○ |
| Q504 | 健康保険法などの法令または条例の規定により行われる個人番号関係事務について、当該事務の全部または一部の委託を受けた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。 | A504 | 健康保険法などの法令または条例の規定により行われる個人番号関係事務について、当該事務の全部または一部の委託を受けた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる（9条3項後段）。 | ○ |
| Q505 | 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由による事業の承継に伴って、他の個人情報取扱事業者から当該事業者の従業員等の特定個人情報を取得した場合、あらかじめ本人の同意を得たとしても、承継前における利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該特定個人情報を取り扱ってはならない。 | A505 | 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由による事業の承継に伴って、他の個人情報取扱事業者から特定個人情報を取得した場合、あらかじめ本人の同意を得たとしても、承継前における利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該特定個人情報を取り扱ってはならない（29条3項）。 | ○ |

| | | | | |
|------|---|------|---|---|
| Q506 | 番号法により個人番号の提供の求めにつき制限を受けるのは国および地方公共団体の機関に限られているため、民間の事業者が、従業員等の他人に対し、個人番号の提供を求めることは制限されていない。 | A506 | 何人も、番号法の定めにより 特定個人情報 の提供を受けることができる場合を除き、他人に対し、 個人番号 の提供を求めてはならない(15条)。したがって、 個人番号 の提供を求めることについては、国および地方公共団体の機関のみが制限を受ける わけではなく 、また、民間の事業者が制限を受ける 場合もある 。 | × |
| Q507 | 何人も、原則として、特定個人情報を提供することは禁止されている。 | A507 | 何人も、番号法の定める場合を除き、 特定個人情報 の提供をしてはならない(19条)。 | ○ |
| Q508 | 個人情報保護法上、一定の条件の下で個人データを特定の者との間で共同して利用するときには第三者提供にあたらないとされているが、番号法上も同様に、特定個人情報の共同利用は、番号法19条により原則として禁止される「特定個人情報の提供」にあたらないとされている。 | A508 | 個人情報保護法は、個人データの第三者提供を原則として禁止しつつも、一定の条件の下で個人データを特定の者との間で共同して利用するときには第三者提供に あたらない 旨を規定している(個人情報保護法23条4項3号)。番号法では、個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報に関しては個人情報保護法23条の規定は 適用されず (29条3項)、また、番号法19条には特定個人情報の共同利用を「提供」から除外する旨の規定は設けられていないため、共同利用は同条にいう「特定個人情報の提供」に あたる 。 | × |
| Q509 | 事業者が顧客の身分確認書類として個人番号カードの提示を受けた場合、身分確認のため、写真等を確認するだけでなく、個人番号カードに記載されている個人番号を書き取り、収集し、または保管することができる。 | A509 | 何人も、番号法の定める場合を除き、 特定個人情報 (他人の 個人番号 を含むものに限る。)を収集し、または保管してはならない(20条)。顧客の身分確認は、番号法の定める場合(19条など)に 含まれない 。 | × |
| Q510 | 個人番号利用事務等に従事する者または従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された 特定個人情報ファイル を提供したときは、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金に処され、またはこれらを併科される。 | A510 | 個人番号利用事務等に従事する者または従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された 特定個人情報ファイル を提供したときは、 4年 以下の懲役もしくは 200万円 以下の罰金に処され、またはこれらを併科される(51条)。 | ○ |